

農地及び農業用施設に係る直轄及び代行災害復旧事業事務取扱要綱の運用について

昭和55年9月4日付け55構改D第576号
最終改正 令和2年4月1日付け元農振第3615号

各 地 方 農 政 局 長
内閣府沖縄総合事務局長
国土交通省北海道開発局長
北 海 道 知 事

} 殿

農林水産省農村振興局長

「農地及び農業用施設に係る直轄及び代行災害復旧事業事務取扱要綱」（昭和55年9月4日付け55構改D第575号農林水産次官依命通知。以下「要綱」という。）第2及び第12の規定に基づき、下記のとおり定めたので、事業の実施に当たって遺憾のないようされたい。

なお、「直轄並びに代行事業災害の取扱いについて」（昭和30年1月17日付け30地局第315号農地局長通知）は廃止する。ただし、同通知に基づき、既に実施しているものについては、なお従前の例によるものとする。

また、基本事業に係る施設（農地を含む。）がしゅん功した場合においては、地方農政局長（北海道にあっては北海道開発局長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長）は、事業所長等（代行事業にあっては都道府県知事）からしゅん功を了した旨報告があった日から遅くとも90日以内にしゅん功認定を終了し、しゅん功認定を終了した日から90日以内に当該土地改良区等に引継ぎを了するものとするについては、従前どおり留意されたい。

記

1. 採択下限について

要綱第2でいう「農村振興局長が別に定めるもの」とは、次のいずれか一つに該当するもの以外のものとする。

- (1) 要綱第2第1号の場合のうち直轄事業に係るものについては、1地区の復旧事業費（当該地区内における1箇所（復旧事業費75万円以上のものの合算額をいう。）が500万円以上であるものとする。ただし、当該直轄事業が管理事業以外の事業であるものにあつては、当該事業に係る地区における直轄事業の当該年度残事業費の100分の1を超えるものに限る。
- (2) 要綱第2第1号の場合のうち代行事業に係るもの並びに要綱第2第2号及び第3号の場合については、1箇所の復旧事業費が75万円を超えるものとする。
- (3) 要綱第2第4号のアの場合については、1箇所の復旧事業費が概ね2,000万円を超えるものとする。

2. 事業完了等について

要綱第2第2号及び第4号でいう「事業が完了した」とは「土地改良財産の管理および処分に関する基本通知」（昭和60年4月1日付け60構改B第499号農林水産省構造改善局長通知）の第3の3-土5-3において定める管理委託の時期をいう。

3. 経済自立の時期について

要綱第2第3号でいう「経済自立の時期に通していないと認められる場合」とは、その地区の入植予定者の大半が入植を終了した年から3年を経過していない場合とする。ただし、増反者と入植者の双方が当該施設によって利益を受けている場合は、入植面積が増反面積と等しいか又は大きい場合のみとする。

4. 軽微な変更について

- (1) 要綱第4及び第7でいう「軽微なもの」とは、主要な工事の形状、寸法、材質等若しくは位置又は工種の変更以外のもので、既定事業費の10パーセント以内の変更をいうものとする。
- (2) 地方農政局長は、(1)に規定する軽微な変更を実施したときは、速やかにその変更概要を農村振興局長に報告しなければならない。